

議案第 6 5 号

三田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

三田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成20年三田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

付 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行の日から施行する。